

目的 対馬では藩政時代に定められた税制の名残りがその終焉後も続いているものが多い。土地が公領でこれを耕作する農民の数が集落ごとに定められていたもので、この数が明治以後も増えることはなかった。百姓籠を持たない人々は寄留と呼ばれてきた。盆踊りに参加するものは籠を持つ家の長男に限られていた。6月に入ってから稽古が続けられ7月に入ってから昼も夜も練習していた。この衣裳もいろいろあってそれぞれ自分のものを準備していた。男性でも次男以下は見るだけ、女も踊ることはなかったといわれるこの行事はどのようなことから始まったものか調べて見たいと考えた。衣服の面からもこの珍しい盆の行事の意味をみてみたいと考えた。

方法 昭和64年(1989)から平成3年(1991)にかけて数回にわたり、対馬のうちで今も盆踊りを絶やさずに続けている厳原町阿連の集落をたずね調査した。昭和40年代まで踊り続けた集落は多く、その衣裳は高床式の倉庫に今も大切に保存されているので数多くみることができた。

結果 本戸の長男のみ踊ることができるということは、藩政時代の寛文年間の税制の名残りと考えられる。踊りの種類はその衣裳と持ち物で格の高さがわかるし、その歌詞でも理解できる。透けるような黄帷子の紋付や、黒の五つ紋などの着物を着ることでそれはわかる。松竹梅や牡丹・菊などの花の文様や鶴・鳳凰などまで染め分けた派手な木綿の衣裳は、直径15センチもの家紋が染めだしてある。この島の晴と贅のみごとなまでの対比を考えることができる。